でできるときに、後見が洗りてはこれに であることを当該役員が誓約する書面 の二、法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面) であることを当該役員が誓約する書面 がする書面及び役員が活人であるときは、当該役員の登記事項証明書 に民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書 であることを当該役員が誓約する書面 い者であることを当該役員が誓約する書面 い者であることを当該役員が誓約する書面 に駐在する役員に限る。)の であることを当該役員が誓約する書面 に記載した書面) であることを当該役員が誓約する書面 に記述した書面)の であることを当該役員が誓約する書面	(許可申請書のその他の添付書類) (許可申請書をいう。同号において同じ。)の婚姻前の氏名を誓約する書面を可能の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	改正案
れにも該当しない者であることを当該役員がとを誓約する書面及び役員が第百二十三条第合記。)又はこれに代わる書面、第百二十三代票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記員が法人であるときは、当該役員の沿革を記合む。第百二十二条及び第百三十三条においると	(許可申請書のその他の添付書類) (許可申請書のその他の添付書類) (許可申請書のその他の添付書類) (許可申請書のその他の添付書類) (許可申請書のその他の添付書類) (許可申請書のその他の添付書類)	現行

M婚姻前 わる書 の氏名を証する書面 面 が当該役員の 婚姻 前 氏名を証するものでないとき は 当

三 農林中央金庫の委託を受けて農林中央金庫代理業を営むときは、 林中央金庫との間の農林中央金庫代理業に係る業務の委託契約書の案農林中央金庫の委託を受けて農林中央金庫代理業を営むときは、農

委託者が当該再委託について農林中央金庫の許諾を得たことを証する 庫代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該農林中央金庫代理業再 を営むときは、 農林中央金庫代理業再委託者の再委託を受けて農林中央金庫代理業 当該農林中央金庫代理業再委託者との間の農林中央金

者の配置の状況を記載した書面(農林中央金庫代理業に関する能力を五)農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該 有する者であることを証する書面を含む。)

貸借対照表又はこれに代わる書面 業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する 前事業年度に係る別紙様式第十一号により作成した財産に関する調書 度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。 貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事 個人であるときは、 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の 許可の申請の日を含む事業年度(個人の事業年 以下同じ。)の

業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査設置会社をいう。)である場合にあっては、許可の申請の日を含む事八 会計監査人設置会社(会社法第二条第十一号に規定する会計監査人 報告の内容を記載した書面

九 農林中央金庫代理業開始後三事業年度における収支及び財産の の見込みを記載した書面 状況

七号に規定する書面 は当該農林中央金庫代理業再委託者を含む。)が保証人の保証を徴す農林中央金庫(農林中央金庫代理業再委託者の再委託を受ける場合 るときは、 当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号又は第

農林中央金庫代理業の運営に関する内部規則等 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載し た書面

農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間

三 農林中央金庫の委託を受けて農林中央金庫代理業を営むときは、 書面 林中央金庫との間の農林中央金庫代理業に係る業務の委託契約書の 委託者が当該再委託について農林中央金庫の許諾を得たことを証する 庫代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該農林中央金庫代理業再 を営むときは、 農林中央金庫代理業再委託者の再委託を受けて農林中央金庫代理業 当該農林中央金庫代理業再委託者との間の農林中央金

兀

五 農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当 有する者であることを正する譬可ないでき、
者の配置の状況を記載した書面(農林中央金庫代理業に関する能力を者の配置の状況を記載した書面(農林中央金庫代理業に関する能力を 有する者であることを証する書面を含む。)

度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。以下同じ。)の 業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する 貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事 貸借対照表又はこれに代わる書面 前事業年度に係る別紙様式第十一号により作成した財産に関する調書 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の 個人であるときは、 許可の申請の日を含む事業年度 (個人の

査報告の内容を記載した書面 設置会社をいう。)である場合にあっては、許可の申請の日を含む事 業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監 会計監査人設置会社(会社法第二条第十一号に規定する会計監査

の見込みを記載した書面 農林中央金庫代理業開始後三事業年度における収支及び財産の 状況

七号に規定する書面 るときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号又は第 は当該農林中央金庫代理業再委託者を含む。)が保証人の保証を徴す 農林中央金庫(農林中央金庫代理業再委託者の再委託を受ける場合

農林中央金庫代理業の運営に関する内部規則等 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載 た書面

農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図 及び 間

林中央金庫の事務所の名称を記載した書面所又は当該事務所で営む農林中央金庫代理業の業務運営を指揮する農取図(防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。)並びに当該営業

に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面十四 前各号に掲げるもののほか準用銀行法第五十二条の三十八第一項

#### (指定申請書の添付書類)

書類とする。
五十二条の六十三第二項第五号の主務省令で定めるものは、次に掲げる第百四十七条の十九 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第

- る場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの) であいう。第百四十七条の二十五第三項第三号において同じ。) であようとする者 (第三項において「申請者」という。) が当該申請の日末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受け末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けまの) が当該申請の日本表の資借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度 法第九十五条の六第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業
- を記載した書類 一項の規定による指定後における収支の見込み 一 法第九十五条の六第一項の規定による指定後における収支の見込み
- 第二項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。2 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三
- て交付し、又は送付した業務規程等 | 第百四十七条の十七第一項第二号の規定により農林中央金庫に対し |
- び方法を証する書類 一農林中央金庫に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及
- 応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に三 農林中央金庫に対して業務規程等を送付した場合には、その到達の
- イ 到達した場合 到達した年月日
- 京団 コ達しなかった場合 通常の送付方法によって到達し なかった

法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三 | 3

3

林中央金庫の事務所の名称を記載した書面所又は当該事務所で営む農林中央金庫代理業の業務運営を指揮する農取図(防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。)並びに当該営業

に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面十四 前各号に掲げるもののほか準用銀行法第五十二条の三十八第一項

### (指定申請書の添付書類)

書類とする。 五十二条の六十三第二項第五号の主務省令で定めるものは、次に掲げる第百四十七条の十九 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第

- を記載した書類 ニー 法第九十五条の六第一項の規定による指定後における収支の見込み
- 第二項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。2 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三
- て交付し、又は送付した業務規程等
  一 第百四十七条の十七第一項第二号の規定により農林中央金庫に対し
- び方法を証する書類 一農林中央金庫に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及
- 応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類 有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に三 農林中央金庫に対して業務規程等を送付した場合には、その到達の
- イ 到達した場合 到達した年月日
- 到達しなかった場合 通常の送付方法によって到達しなかった原

法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三

びその保有する議決権の数を記載した書面でその保有する議決権の数を記載した書面は総出資者の議決権をいう。次号及び第百四十七条の二十八第二項には総出資者の議決権をいう。次号及び第百四十七条の二十八第二項に一 申請者の総株主等の議決権(総株主、総社員、総会員、総組合員又第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

記事項証明書) 又はこれに代わる書面 お、主話の観光人(申請者の総株主等の議決を保有している法人その他の団体をいう。) 及び子法人(申請者が総株主等の議決下この項、第百四十七条の二十二及び第百四十七条の二十三において下この項、第百四十七条の二十二及び第百四十七条の二十三において下この項、第百四十七条の二十二及び第百四十七条の二十三において下この項、第百四十七条の二十二及び第百四十七条の二十三において下この項、第百四十七条の二十二及び第百四十七条の二十三において書面を表している法人の他の団体をいう。) 及び子法人(申請者が総株主等の議決権の過半数を保有してい二申請者の親法人(申請者の総株主等の議決権の過半数を保有してい

に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第九十五条の八第

に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面) 公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロ五 役員が法第九十五条の六第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官

名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

した書面)一役員の履歴書(役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載

祝並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面大四十七条の二十八において「役員等」という。)の確保の状業務(法第九十五条の六第二項に規定する紛争解決等業務をいう。以業務(法第九十五条の六第二項に規定する紛争解決等業務をいう。以業務(法第九十五条の六第二項に規定する紛争解決等業務をいう。第百四十七五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第百四十七五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第百四十七五十二条の六十四第一項において準用する銀行法第

銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第百四十七八一役員等が、暴力団員等(法第九十五条の八第一項において準用する

- 『青蒼)念末三葦)養き霍(念末三、念上員、念念員、念14第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

びその保有する議決権の数を記載した書面商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及おいて同じ。)の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又はは総出資者の議決権をいう。次号及び第百四十七条の二十八第二項に申請者の総株主等の議決権(総株主、総社員、総会員、総組合員又申請者の総株主等の議決権(総株主、総社員、総会員、総組合員又

合には、当該役員の登記事項証明書)

一合には、当該役員の登記事項証明書)

一合には、当該役員の登記事項証明書

一合には、当該役員の登記事項証明書

一言において下この項、第百四十七条の二十二及び第百四十七条の二十三において下この項、第百四十七条の二十二及び第百四十七条の二十三において下この項、第百四十七条の二十二及び第百四十七条の二十三において下この項、第百四十七条の二十二及び第百四十七条の二十三において下この項、第百四十七条の二十二及び第百四十七条の二十三においてある場合には、当該役員の登記事項証明書)

一合には、当該役員の登記事項証明書)

一合には、当該役員の登記事項証明書)

(新設)

| に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面)| 公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロ四 役員が法第九十五条の六第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官

した書面)一役員の履歴書(役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載

銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第百四十七|七|役員等が、暴力団員等(法第九十五条の八第一項において準用する|

# \_\_誓約する書面 条の二十八第一項第二号において同じ。)でないことを当該役員等が

## 九 その他参考となるべき事項を記載した書類

## 別表第一 (第百二十五条関係)

	掲げる書面		
む務あった。	書(これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。) 三就任する役員(役員が法人であるときは、が法人であるときは、	人であるときは、 その職務を行うべ き者を含む。)が あった役員の氏名 又は名称及び役職 名	あるときは、その職む。)の変更
役員	一 理由書	一変更(役員が法	役員(役員が法人で
。て(商品)	一 理由書 一 理由書 一 理由書 一 理由書 一 法人であるときは、 変更後の定款(これに 準ずるものを含む。) 及び株主総会(これに 準ずる機関を含む。) の議事録(会社法第三 百十九条第一項の規定 により株主総会の決議 があったものとみなさ れる場合には、当該場 合に該当することを証 する書面)	三 変更	商号、名称又は氏名 (以下この表におい で「商号等」という
届	添付書類	記載事項	届出事項

# 

## 別表第一(第百二十五条関係)

農林中央金庫代理業という。)の設置という。)の設置	
<ul><li>等の名称</li><li>等の名称</li><li>一 設置した営業所</li><li>二 所在地</li><li>二 所在地</li><li>二 所在地</li></ul>	
付近見取図(近隣に農 対近見取図(近隣に農	イ 履歴書 (就任する とは、当該役員の沿 を記載した書面) ロ 住民票の抄本 (就 任する役員が法人であると 真の登記事項証明書 員の登記事項証明書 一に掲げる書面が 当該婚姻前の氏名を、 一に掲げる書面が 当は、当該婚姻前の氏名を、 一に掲げる書面が 一に掲げる書面が 一方名を証する書面が がすれにも該当しないと であることを誓約 する書面
農林中央金庫代理業という。)の設置を行う営業所又は事を行う営業所又は事	
一 設置した営業所 等の名称 等で行う農林中央 一 設置した営業所	
付近見取図(近隣に農三 設置した営業所等の二 設置した営業所等の二 設置した営業所等の二 報した書面	イ 履歴書 (就任する をは、当該役員の沿 をは、当該役員の沿 を含む。) 口 住民票の抄本(就 を含む。) 又はこれ を含む。) 又はこれ を含む。) 又はこれ を含む。) 又はこれ を含む。) ときは、当該役 が法人であると を含む。) といっ に代わる書面 に代わる書面 であることを誓約 ずれにも該当しない する書面

営業所等の廃止	更営業所等の名称の変	変更変更の所在地の	
一 廃止した営業所 等の名称及び所在 地	三 変更年月日 二 変更後の名称 一 変更前の名称及	四 休日 三 変更年月日 の所在地 一 名称及び変更前	五、休日の名称を含む。)の名称を含む。)
理の取扱い等を含む。 理の取扱い等を含む。 一 理由書 一 理由書 一 理由書	理由書	理由書	株中央金庫がある場合には、その距離を記載 したもの。) 四 設置した営業所等の 間取図(防犯カメラ、 警備状況等の整備状況 の記載を含む。) の記載を含む。) が顧客の財産と農林中 少金庫代理業者の財産 との分別管理体制を記 との分別管理体制を記 した書面
	— W	-t- W	
営業所等の廃止	更営業所等の名称の変	変更 営業所等の所在地の	
一 廃止した営業所 等の名称及び所在 等の名称及び所在	三 変更年月日 二 変更後の名称 で所在地	四 (本日 一 (本日 で 変更年月日 で の所在地 一 (本日 の の の の の の の の の の の の の	五、休日の名称を含む。)の名称を含む。)
理の取扱い等を含む。 理の取扱い等を含む。 一 理由書 一 理由書 一 理由書	理由書	理由書	林中央金庫がある場合には、その距離を記載には、その距離を記載を含む。)  五 顧客情報管理体制及の記載を含む。)  五 顧客情報管理体制及の記載を含む。)  との分別管理体制を記載した書面

				農林中央金庫代理業者である個人又は農 がある法人の役員が である法人の役員が である法人の役員が	他に行う業務の種類
更があった場合に で業務の内容に変 の商号又は名称及 の商号又は名称及	法人の商号又は名合には、当該他の合には、当該他の	常務こだ事しなった役員の氏名のた役員の氏名	で代等	ロ 主たる営業所の商号又は名称の商号又は名称の高号では名称	月日 二 開始又は廃止年 一 開始又は廃止し
				理由書	) にあっては、当該業務 にあっては、当該業務 一 理由書
					製 労 口
				農林中央金庫代理業者 である法人の役員が である法人の役員が である法人の役員が	他に行う業務の種類
更があった場合に で業務の内容に変 の商号又は名称及 の商号又は名称及 の商号では名称及 で 現在常務に従事	人の商号又には、当該こととなっ	一 常务に従事しなった役員の氏名事することとな	ニハ で代 等	法人の変更       ロ 主たる営業所         お客に従事する他の       の商号又は名称         大場合       の商号又は名称         大場合       事することとなっ         大場合       事することとなっ	の変更 後務の種

/ 1/4	去人等 (農林中央金人の親法人等の子は当該親法人等の子を) はいまして	人等又は農林中央金	農林中央金庫代理業										子法人等の変更	等又は当該法人等の	決権を保有する法人	分の五十を超える議	$\mathcal{O}$	が	農林中央金庫代理業			
は該該	大。一の商号又は 林中央金庫代理業 林中央金庫代理業	しくは当該親法人等若	一当該子法人等又	五 変更年月日	人等の業務の内容	当該法人等の子法	四 当該法人等又は	名又は名称	人等の代表者の氏	当該法人等の子法	三 当該法人等又は	所等の所在地	主た	人	二 当該法人等又は	称	人等の商号又は名	当該法人等の子法	一 当該法人等又は	四変更年月日	容	は、当該変更の内
			理由書																理由書			
	等の親法人等の変更	人等又は当該子法人 者である法人の子法	農林中央金庫代理業										子法人等の変更	等又は当該法人等の	決権を保有する法人	分の五十を超える議	株主等の議決権の百	者である個人が、総	農林中央金庫代理業			
親法人等若しくは二当該子法人等の二当該子法人等又	は子法人等の変更 は名称 子法人等の商号又			五 変更年月日	人等の業務の内容	当該法人等の子法	四 当該法人等又は	名又は名称	人等の代表者の氏	当該法人等の子法	三 当該法人等又は			等又は当該法人等の 当該法人等の子法	_	分の五十を超える議 称		者である個人が、総   当該法人等の子法	農林中央金庫代理業   一 当該法人等又は		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	は、当該変更の内

一 新たに事業を行 理由書 う場合には、当該 事業の種類 こ 事業の種類 た事業の種類 更した場合には、 野した場合には、 当該変更の内容を変	書である法人の役員 が行っている事業の 変更	理由書	一 新たに事業を行	変更が行っている事業のが行っている事業の
五変更年月日			五 変更年月日	
			容く。)の業務の内	
内 容			者である法人を除材中央金庫代理業	
子法人等の業務の			等の子法人等(農	
親法人等若しくは			しくは当該親法人	
は当亥子去人等の四 当該子法人等又			は当亥現去人等吉四 当該子法人等又	
			氏名又は名称	
			く。)の代表者の 者である法人を除	
の氏名又は名称			林中央金庫代理業	
子法人等の代表者			等の子法人等(農	
親法人等若しくは			しくは当該親法人	
は			は当該親法人等若	
三 当該子法人等又			三 当該子法人等又	
			り斤王	
			者である法人を除	
営業所等の所在地			珊	
子法人等の主たる			等の子法人等(農	

						法の変更	の業務の内容及び方	農林中央金庫代理業	
								_	四
							変更年月日	変更の内容	変更年月日
箇所の新旧対照表	を記載した書面の変更	の業務の内容及び方法	三 農林中央金庫代理業	面	及び方法を記載した書	庫代理業の業務の内容	二 変更後の農林中央金	一理由書	
						法の変更	の業務の内容及び方	農林中央金庫代理業	
								_	四
							変更年月日	変更の内容	変更年月日
箇所の新旧対照表	を記載した書面の変更	の業務の内容及び方法	三 農林中央金庫代理業	面	及び方法を記載した書	庫代理業の業務の内容	二 変更後の農林中央金	一理由書	